

## 共通仕様書〔業務委託編Ⅰ・Ⅱ〕改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
I編 p7	測量業務共通仕様書 第1条 適用	第1条 適用 3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。	第1条 適用 3. 特記仕様書、図面、又は共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
I編 p8	測量業務共通仕様書 第2条 用語の定義	第2条 用語の定義 24. 「提出」とは、受注者が監督員に対し、測量業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	第2条 用語の定義 24. 「提出」とは、受注者が監督員に対し、測量業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
		第2条 用語の定義 25. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面を交わすものとする。	第2条 用語の定義 25. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子Eメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面を交わすものとする。
I編 p9	測量業務共通仕様書 第3条 業務の着手	第3条 業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が測量業務の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。	第3条 業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が測量業務の実施のため監督員との打合せを行う又は現地踏査を開始することをいう。
I編 p10	測量業務共通仕様書 第10条 担当技術者	第10条 担当技術者 1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合(変更する場合)は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出(〔Ⅱ編〕様式-28、29)するものとする。(主任技術者と兼務するものを除く)なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。	第10条 担当技術者 1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合(変更する場合)は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出(〔Ⅱ編〕様式-28、29)するものとする。(主任技術者と兼務するものを除く)なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に3名までとする。
I編 p10	測量業務共通仕様書 第11条 提出書類	第11条 提出書類 4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。	第11条 提出書類 4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。
I編 p16	測量業務共通仕様書 第29条 再委託	第29条 再委託 5. 受注者は、指名競争入札等の発注者が参加者を指定する場合、当該測量業務における同一入札参加者を協力者とすることはできない。	第29条 再委託 <del>5. 受注者は、指名競争入札等の発注者が参加者を指定する場合、当該測量業務における同一入札参加者を協力者とすることはできない。</del>

## 共通仕様書〔業務委託編 I・II〕改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
I 編 p17	測量業務共通仕様書 第31条 守秘義務	<p>第31条 守秘義務</p> <p>1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>2. 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第30条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。</p>	<p>第31条 守秘義務</p> <p>1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p><del>2. 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第30条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。</del></p> <p>2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</p> <p>3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第13条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</p> <p>4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。</p> <p>5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。</p> <p>7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。</p>
I 編 p17	測量業務共通仕様書 (追加) 第32条 個人情報の取扱い		<p><b>第32条 個人情報の取扱い</b></p> <p><u>発注者及び受注者は個人情報の取扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、受注者は個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。</u></p> <p>1. 個人情報とは、個人に関する情報で氏名、生年月日、住所、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。</p> <p>2. 受注者は、本業務により取得した個人情報（発注者から貸与を受けた個人情報を含む、以下「取得個人情報等」という）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。</p> <p>3. 受注者は、本業務を実施するための取得する個人情報については、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公平な手段で取得しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的のために自ら使用し、又は提供してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。</p> <p>5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を複写し、又は複製してはならない。</p> <p>6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う業務を再委託してはならない。</p> <p>7. 受注者は、取得個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事案発生または発生のおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>8. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等及びその複写物、複製物について契約の終了後（解除の場合を含む）速やかに発注者に返還しなければならない。ただし発注者が廃棄又は消去を指示したときは当該指示に従うものとする。</p> <p>9. 受注者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また発注者は、受注者における取得個人情報等の管理状況について随時、受注者に対して取得個人情報等の取り扱いについて報告を求め、又は調査することができるものとする。</p>

## 共通仕様書〔業務委託編Ⅰ・Ⅱ〕改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
I編 p17	測量業務共通仕様書 第32条 安全等の確保	第32条 安全等の確保	第33条 安全等の確保
I編 p18	測量業務共通仕様書 第33条 臨機の措置	第33条 臨機の措置	第34条 臨機の措置
I編 p18	測量業務共通仕様書 第34条 履行報告	第34条 履行報告	第35条 履行報告
I編 p18	測量業務共通仕様書 第35条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	第35条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	第36条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更
II編 p19	設計業務等共通仕様書 第1101条 適用	第1101条 適用 3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の中に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。	第1101条 適用 3. 特記仕様書、図面、又は共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
II編 p20	設計業務等共通仕様書 第1102条 用語の定義	第1102条 用語の定義 24. 「提出」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	第1102条 用語の定義 24. 「提出」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
		第1102条 用語の定義 25. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面を交わすものとする。	第1102条 用語の定義 25. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子Eメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面を交わすものとする。
II編 p20	設計業務等共通仕様書 第1103条 業務の着手	第1103条 業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。	第1103条 業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せを行う又は現地踏査を開始することをいう。
II編 p21	設計業務等共通仕様書 第1108条 担当技術者	第1108条 担当技術者 1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合(変更する場合)は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出([II編]様式-28、29)するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。	第1108条 担当技術者 1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合(変更する場合)は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出([II編]様式-28、29)するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に3名までとする。

## 共通仕様書〔業務委託編Ⅰ・Ⅱ〕改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
Ⅱ編 p21	設計業務等共通仕様書 第1109条 提出書類	<p>第1109条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p>	<p>第1109条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、<del>土曜日、日曜日、祝日等を除き</del>10日以内に、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、<del>土曜日、日曜日、祝日等を除き</del>10日以内に監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、<del>土曜日、日曜日、祝日等を除き</del>10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p>
Ⅱ編 p25	設計業務等共通仕様書 第1127条 再委託	<p>第1127条 再委託</p> <p>6. 受注者は、指名競争入札等の発注者が参加者を指定する場合、当該設計等の業務における同一入札参加者を協力者とすることはできない。</p>	<p>第1127条 再委託</p> <p><del>6. 受注者は、指名競争入札等の発注者が参加者を指定する場合、当該設計等の業務における同一入札参加者を協力者とするとはできない。</del></p>
Ⅱ編 p26	設計業務等共通仕様書 第1129条 守秘義務	<p>第1129条 守秘義務</p> <p>1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>2. 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第1128条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。</p>	<p>第1129条 守秘義務</p> <p>1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p><del>2. 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第1128条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。</del></p> <p><del>2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</del></p> <p><del>3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1111条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</del></p> <p><del>4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。</del></p> <p><del>5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。</del></p> <p><del>6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。</del></p> <p><del>7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。</del></p>

## 共通仕様書〔業務委託編Ⅰ・Ⅱ〕改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
Ⅱ編 p26	設計業務等共通仕様書 (追加) 第1130条 個人情報の取扱い		<p><u>第1130条 個人情報の取扱い</u>  <u>発注者及び受注者は個人情報の取扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、受注者は個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。</u>  <u>1. 個人情報とは、個人に関する情報で氏名、生年月日、住所、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。</u>  <u>2. 受注者は、本業務により取得した個人情報（発注者から貸与を受けた個人情報を含む、以下「取得個人情報等」という）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。</u>  <u>3. 受注者は、本業務を実施するための取得する個人情報については、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公平な手段で取得しなければならない。</u>  <u>4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的のために自ら使用し、又は提供してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。</u>  <u>5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を複写し、又は複製してはならない。</u>  <u>6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等については自ら取り扱うものとし、第3者にその取り扱いを伴う業務を再委託してはならない。</u>  <u>7. 受注者は、取得個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事象発生または発生のおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。</u>  <u>8. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等及びその複写物、複製物について契約の終了後（解除の場合を含む）速やかに発注者に返還しなければならない。ただし発注者が廃棄又は消去を指示したときは当該指示に従うものとする。</u>  <u>9. 受注者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また発注者は、受注者における取得個人情報等の管理状況について随時、受注者に対して取得個人情報等の取り扱いについて報告を求め、又は調査することができるものとする。</u></p>
Ⅱ編 p26	設計業務等共通仕様書 第1130条 安全等の確保	第1130条 安全等の確保	第1131条 安全等の確保
Ⅱ編 p26	設計業務等共通仕様書 第1131条 臨機の措置	第1131条 臨機の措置	第1132条 臨機の措置
Ⅱ編 p26	設計業務等共通仕様書 第1132条 履行報告	第1132条 履行報告	第1133条 履行報告
Ⅱ編 p26	設計業務等共通仕様書 第1133条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	第1133条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	第1134条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

## 共通仕様書〔業務委託編Ⅰ・Ⅱ〕改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
Ⅱ編 p481	地質業務共通仕様書 第101条 適用	第101条 適用 3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。	第101条 適用 3. 特記仕様書、図面、 <u>又は共通仕様書又は指示や協議等</u> 間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合 <u>など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合</u> 、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
Ⅱ編 p482	地質業務共通仕様書 第102条 用語の定義	第102条 用語の定義 24. 「提出」とは、受注者が監督員に対し、地質調査業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	第102条 用語の定義 24. 「提出」とは、受注者が監督員に対し、地質調査業務に係わる <u>事項について</u> 書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
		第102条 用語の定義 25. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面を交わすものとする。	第102条 用語の定義 25. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは <u>電子Eメール</u> により伝達できるものとするが、後日有効な書面を交わすものとする。
Ⅱ編 p482	地質業務共通仕様書 第104条 業務の着手	第104条 業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に地質調査業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が地質調査業務の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。	第104条 業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に地質調査業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が地質調査業務の実施のため監督員との打合せ <u>を行う又は現地踏査を開始する</u> ことをいう。
Ⅱ編 p483	地質業務共通仕様書 第110条 担当技術者	第110条 担当技術者 1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合(変更する場合)は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出(〔Ⅱ編〕様式-28、29)するものとする。(主任技術者と兼務するものを除く)なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。	第110条 担当技術者 1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合(変更する場合)は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出(〔Ⅱ編〕様式-28、29)するものとする。(主任技術者と兼務するものを除く)なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。 <u>ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に3名までとする。</u>
Ⅱ編 p484	地質業務共通仕様書 第111条 提出書類	第111条 提出書類 4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。	第111条 提出書類 4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、 <u>土曜日、日曜日、祝日等を除き</u> 10日以内に、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、 <u>土曜日、日曜日、祝日等を除き</u> 10日以内に監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、 <u>土曜日、日曜日、祝日等を除き</u> 10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。
Ⅱ編 p488	地質業務共通仕様書 第130条 再委託	第130条 再委託 5. 受注者は、指名競争入札等の発注者が参加者を指定する場合、当該地質調査業務における同一入札参加者を協力者とすることはできない。	第130条 再委託 <u>5. 受注者は、指名競争入札等の発注者が参加者を指定する場合、当該地質調査業務における同一入札参加者を協力者とするはできない。</u>

## 共通仕様書〔業務委託編Ⅰ・Ⅱ〕改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
Ⅱ編 p488	地質業務共通仕様書 第132条 守秘義務	<p>第132条 守秘義務</p> <p>1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>2. 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第131条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。</p>	<p>第132条 守秘義務</p> <p>1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p><del>2. 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第131条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。</del></p> <p>2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</p> <p>3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1111条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</p> <p>4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。</p> <p>5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。</p> <p>7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。</p>
Ⅱ編 p488	地質業務共通仕様書 （追加） 第133条 個人情報の取扱い		<p><u>第133条 個人情報の取扱い</u></p> <p><u>発注者及び受注者は個人情報の取扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、受注者は個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。</u></p> <p>1. <u>個人情報とは、個人に関する情報で氏名、生年月日、住所、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。</u></p> <p>2. <u>受注者は、本業務により取得した個人情報（発注者から貸与を受けた個人情報を含む、以下「取得個人情報等」という）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。</u></p> <p>3. <u>受注者は、本業務を実施するための取得する個人情報については、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公平な手段で取得しなければならない。</u></p> <p>4. <u>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的のために自ら使用し、又は提供してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。</u></p> <p>5. <u>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を複写し、又は複製してはならない。</u></p> <p>6. <u>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う業務を再委託してはならない。</u></p> <p>7. <u>受注者は、取得個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事案発生または発生のおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。</u></p> <p>8. <u>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等及びその複写物、複製物について契約の終了後（解除の場合を含む）速やかに発注者に返還しなければならない。ただし発注者が廃棄又は消去を指示したときは当該指示に従うものとする。</u></p> <p>9. <u>受注者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また発注者は、受注者における取得個人情報等の管理状況について随時、受注者に対して取得個人情報等の取り扱いについて報告を求め、又は調査することができるものとする。</u></p>

## 共通仕様書〔業務委託編Ⅰ・Ⅱ〕改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
Ⅱ編 p488	地質業務共通仕様書 第133条 安全等の確保	第133条 安全等の確保	第134条 安全等の確保
Ⅱ編 p489	地質業務共通仕様書 第134条 臨機の措置	第134条 臨機の措置	第135条 臨機の措置
Ⅱ編 p489	地質業務共通仕様書 第135条 履行報告	第135条 履行報告	第136条 履行報告
Ⅱ編 p489	地質業務共通仕様書 第136条 屋外で作業を 行う時期及び時間の変	第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	第137条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更